

社会福祉法人彩明会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人彩明会(以下「この法人」という。)の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 役員のうち、職員として本法人より給与等を受けている者に対しては、報酬は支給しない。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、1回の会議につき別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行い、第6条の報酬等を支払う場合は、本条の報酬等は支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、1回の会議につき別表1により及び交通費を支払うことができる。

(役員勤務報酬等)

第6条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会

及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費交通費を支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第 8 条 第 5 条及び第 6 条に規定する報酬等は、報酬が発生した翌月に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 9 条 報酬等は、本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第 10 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成 29 年 6 月 22 日から、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

別表 1 (役員及び評議員の報酬等)

	役職	金額		備考
理事会・評議員会 出席報酬	理事	10,000 円		源泉所得税等含む
	監事			
	評議員			
勤務報酬	理事長	4 時間未満	15,000 円	
		4 時間以上	20,000 円	
	理事	4 時間未満	10,000 円	
		4 時間以上	15,000 円	
	監事	4 時間未満	10,000 円	
		4 時間以上	15,000 円	
旅費交通費	共通	公共交通機関	実費	
		自家用車	往復の距離数×15 円	
		宿泊費	実費	上限を 20,000 円とする。
その他の費用	共通	実費		